

2021年 4月27日
京阪バス株式会社
京阪京都交通株式会社
京都京阪バス株式会社
江若交通株式会社

交通系 IC カードを活用した各種割引施策の改定について

京阪バス株式会社（本社：京都市南区、取締役社長：鈴木一也）、京阪京都交通株式会社（本社：京都府亀岡市、取締役社長：阪本和宏）、京都京阪バス株式会社（本社：京都府八幡市、取締役社長：綱手正志）、江若交通株式会社（本社：滋賀県大津市、取締役社長：安積正彦）は、国土交通省近畿運輸局長に対し、交通系 IC カード「PiTaPa」の利用額割引の割引率および「ICOCA」のポイントサービスのポイント付与率の改定について下記の通り届出いたしました。

記

1. 実施日 2021年6月1日（火）

2. 届出理由

京阪バス株式会社、京阪京都交通株式会社、京都京阪バス株式会社、江若交通株式会社では、これまで少子高齢化の進行による沿線人口減少等の要因により、非常に厳しい収支の中、安全で安心してご利用いただけるようサービスの提供に努めてまいりましたが、車両更新の設備投資をはじめ燃料費等の負担増に加え、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響によるお客様の大幅な減少が収支悪化に拍車をかけ、バス路線そのものの維持や運行便数の確保が厳しさを増しております。

今般、本改定により収支改善を図るとともに、今後も適切な新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、お客様が日々安全に安心してバスをご利用いただける環境整備に努め、公共交通機関としての使命を果たしていくため、本届出をしたものです。

3. 改定内容

・「PiTaPa」利用額割引の割引率

現行			改定		
適用区分	割引率	最大割引額	適用区分	割引率	最大割引額
1,000円までのご利用分	0%	0円	1,000円までのご利用分	0%	0円
1,001円～1,100円までのご利用分	100%	100円	1,001円～5,000円までのご利用分	5%	200円
1,101円～5,000円までのご利用分	10%	390円	5,001円～15,000円までのご利用分	10%	1,000円
5,001円～15,000円までのご利用分	20%	2,000円	15,001円以上のご利用分	15%	—
15,001円以上のご利用分	30%	—			

・「ICOCA」ポイントサービスのポイント付与率

現行	改定
10%	5%

※「PiTaPa」は、株式会社スルッと KANSAI の登録商標です。

※「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

以上